

美保神社青柴垣神事の資料について

原 宏

私は、さきに本誌第一号において、和歌森太郎が『美保神社の研究』を作り上げるために用いた参考文献は、現在の一般的な研究水準や傾向から見れば、けつして多いほうではないというよりも、むしろ少ないというべきであろうと指摘した(昭和六十年三月、「美保神社の未公開資料について」、『山陰地域研究(伝統文化)』第一号、島根大学山陰地域研究総合センター、三七ページ)。

さらに言えば、和歌森の文献史学者・民俗学者としての地歩に照らし合わせるとき、彼の援用した参考文献の質と量とは、きわめて手薄であったと言わなければなるまい。たとえば、直接的な基礎資料として、(一)神社側の文書・記録類、(二)氏子側の文書・記録類(頭屋制度にかかわる資料など)の両側面のうち、(一)の検証が極端なまでに少ないのである。

私は積年の調査と研究とによって、右の基礎資料に関しては、(一)よりも、むしろ(二)のほうに調査・研究の展望と可能性が多いことを表明し、その側面を推進することによって、和歌森太郎の『美保神社の研究』をより良いテキスト(底本)に仕立てていくことの可能

性もまた展開するだろうということも指摘した(前掲稿、三八ページ)。

ところで、前にも書いたように、私は昭和五十八年九月に、國學院大學の平井直房教授、藪田稔教授、梶山林繼研究員、宇野正人研究員といつしよに、美保神社社家である横山家(旧宮司家で、屋号を横屋といい、当主は横山宏充称宜)に所蔵する文書・記録類を調査する機会に恵まれた。そのさいに宇野研究員の心配りによって頭屋制度にかかわる基礎資料を重点的に検索することができた(前掲稿、三八ページ)。そのうちの「當社三月祭禮兩當屋^惣物色數扣覺」を復刻し、若干の注解・評釈を披露した(同、四〇〜四五ページ、四五〜五一ページ)。

これは、出雲国島根郡美保^{みほのせま}関の美保神社の「三月祭」(現行の青柴垣^{あおかじがき}神事^{いんじ}を中心とする春祭に相当)について、當屋(頭屋)で用意しなければならぬ諸調度・諸供物の万端について、日時^{じとき}の経過に対応して諸事仕来^{じようかえ}たりを述べたものである。社家の求めに応じて、上官の長老が筆録して提出したものであろう。

それに対して、今回掲載する資料は、年号も明記された宮司家の手になる伝世の記録の一部である。復刻にあたっては、三月祭に照応する部分を抄出するようにした。

なお、閲覧・復刻にあたっては、横山直材宮司および横山宏充祿宜の篤厚なる御配慮をはじめ、神職各位、氏子の皆さんの平生の懇切なる御教示によっていることを銘記しておきたい。

付記

本稿は、文部省科学研究費補助金（一般研究(A)、課題番号六一四〇〇〇〇六、「古代出雲文化の展開に関する総合的研究」、研究代表者 島根大学教授・田中義昭）によって継続中の研究の一部として、報告するものである。

資料編

凡例

- (1) この資料編は、和歌森太郎『美保神社の研究』の一三八～三二一ページ、三二二～三三〇ページ、三三一～三三四ページ、三三四～三四二ページに記載されている資料と比較参照することができるように復刻するものである。
- (2) 原本は横山家文書の一部である。当主は横山宏充祿宜である。
- (3) 用字は正字・俗字・略字・平かな・変体かな・片かなは、すべて原文どおりにし、さらに、メ（しめ）、メ（して）、お（より）のほか、々・々・々・々などの踊り字も残した。
- (4) 見消は々々を付し、訂正字あれば傍記し、塗抹は■、不明は□、または□□で示した。
- (5) () は、すべて原宏の注記や案を示し、(ママ) または(カ) のように断定をはばかったものもある。
- (6) 便宜上、句読点や中黒点を付した。
- (7) 字配りや行の配列は、文意を勘案したが、必ずしも原本どおりになっていない箇所がある。

(外題)

寛延四辛未七月改

明和五戊子九月改

客人頭

三 穗 宮 二宮頭 永代 留帳

引頭上官

文化十三丙子閏八月改

大宮司三穗臣横山神主(花押)

(内題)

寛延四年未七月改

明和五年子九月改

文政九年戌四月改

永代 二ノ宮頭 順 烈 留帳
客人頭

達安代

真清代

真央代

真民代

社例 定法

一、當社ニおゐて神官(じんがん)与申唱へ候者ハ、三月三日御祭礼之節、神祕(カ)ニの相定り、一人頭人・二ノ頭人互兩人有之、翌年三月御神事を相動候迄、別蓋ニの宅に注連を引、不浄之人ニ不交、髪を伸し、清浄家内ニ靈櫃を不置、一年中相慎ミ、是を相勤候者を神官と申候、當時五拾老人有之、祭礼・神事・迂宮等ニ供奉致し、右之外者た

とへ貴家きりとも神事ニ出候儀、一切不相成事

一、右神官之内、長年之者、居宅所柄を見合、三月六日神宣を以相定メ候、是を客人之頭人と申候、別蓋、諸事進退前書ニ同して、

十一月之御神事相勤、翌年三月六日相納メ申置、二年を経て四年目之三月、二ノ宮頭ニ相成候、是を納メ候者を一社之法令(じょう)ニの上(じょう)官与申候、當時式拾八人有之候、年中神事ニ出迂 幸之供奉致し、神官与者勤向勝劣有之候

一、二ノ宮頭動中着用服之儀者、風折烏帽子并浄衣・襟衣斗リニ、其外之装束ハ着用不相成事 但浄衣者白キ布ニ仕立、中啓扇、襟衣者紺染之大紋之仕立

一、浄衣着用之日者、正月二日・同六日・同十四日・二月廿日・三月二日・同三日・同四日・同六日・四月申ノ日・八月十五日・九月九日・十一月巳ノ日ノ夜・同午ノ日・同未ノ日ノ夜・同申ノ日ノ夜・立春・大晦日ノ夜

右之外神事、常之神楽等者襟衣可為着用事
附り 平生ハ黒布巾ニ頭を包、腰板付袴着用之事

一、二ノ宮頭、年中之所務ハ、折念・立願・漁折神鬮・廻船出入之日和并神楽錢上之一步取候事

一、毎歳三月三日朝夕同日之御神事済候迄之(カ)二ノ宮御扉前散錢、二ノ宮頭に遣候事

一、三月・十一月兩度御祭礼ニ、御宮方其年之ニノ宮頭に配分之供物左之通

三月 御鉾布式反 一ノ御供一盃 并御供七盃 引渡餅壹台
瓶子甘酒二ツ
十一月 一ノ御供一盃 并御供七盃 瓶子甘酒二ツ

一、客人頭又者休番ニ相果候者、代り神圖を以相定候事

附 休番ニ相果候者之代りも、客人頭不勤候も、二ノ宮頭

ニ相成候事

一、二ノ宮頭烏帽子着相済候後相果候者も、其年代り無之事

附り 烏帽子着々前ニ相果候ハ、代り神圖ニ相定事

一、烏帽子着之儀、三月中ニ申ノ日三ツ之節ハ、中ノ申日、二ツ有

之者上ノ申ノ日定日ニ候得共、三月六日午ノ日之年者、神事中當

り頭々御注連懸不相成、依之右様之年者、従古来三月廿日烏帽

子着可致事

一、社司大隅守・當年二ノ宮頭相勤候者・二ノ宮頭相納メ候者、右

三軒之内ニ故障有之ハ、烏帽子着四月迄も相延し可申事

四月御祭延候節者、御注連懸も可為同然事

一、上官(じようかん)・神官(じんかん)之内、刺髪致し候者神官を可除事

附り 仮令還俗いし候も、不可為神官事

一、神官順席(のり)之儀者、引頭(ひだり)せりとも、古官を以可為上座、其年之當

り頭・引頭ハ當り頭上席之事

一、從御上御咎ニ、神官之内郡里を隔追放ニ相成候者者、神官可

相除ク事

附り 赦免有之立帰(たてかへ)り候ハ、可為神官事

一、神官之内、他所ニ養子ニ参り候者、宗門引越相済候ハ、可除

神官事

附り 三月三日御祭礼参詣ニ居合候節者、神事之供いし候事

も有之候得共、容易ニ者不相成事

一、他国ニ持ニ出候者ハ、及数年候も帰り次第ニ神官たふへ事

一、神官之内、村役人ニ相成候ハ、頭人之次座、上官之上席ニ

神事相勤可申、退役致し候ハ、如元神官之席ニ下り可申事

附り 右役中ニ上官之引頭いし候ハ、仮令退役後せりとも

上官之席たるなき事

一、他村より雇庄屋之節者、三月・十一月御祭礼ハ勿論、神事之供

奉不相成事

附り 三月上ノ神樂(うへ)、参詣可有之事

一、二ノ宮頭勤中、中陰等有之候ハ、忌中之者他家へ出可申、且又

二ノ宮頭之宅ニ不幸有之候節者、御注連を取可申、又當人者別宅

ニ出可申候、忌明之後注連職之社家相迎へ、湯立(キヨメ)之後ニ臨時之御

注連懸ケ有之事

附り 客人頭・両頭屋(りうだうい)も二可為同然事

一、上官之引頭官料等之儀者、従古来定法も有之候得共、村役人(むらひやくにん)挿

無據人者見計(みけい)ひ有之、申出有之候ハ、神官中ニ可及相談事

一、神官引頭之願出有之候ハ、品ニ寄り聞届ケ、神事之席神官中

ニ可及評儀事(ひやうぎ)

玄歳

達安

元禄七戌年出生 (後略)

(表紙欠)

三穂官神夏式事

一、正月初神樂、初穂百文宛

両社・客人神社に頭屋三軒

一、正月申ニ上(うへ)を三百目調へ、三月祭禮頭人神拜(に用ひ候)■鉾(ル)ニ付候布(ル)を

織老人之女拵之、老女染之

神夏之前齋頭屋ニ抱候婆、

一、二月午ノ日ヨリ二夜三日社籠、社司・頭人・神子・小者、以上式拾人斗、此精頭屋ヨリ、古々頭屋ヨリ振舞候得共、近來後約仕、一日半宛頭屋ヨリ精、神樂散米入用

一、二月十九日、社司・上官已上三拾人斗會集神夏、吸物・酒三獻、兩頭屋ニ此日頭屋神棚ヲ拵へ、竹木入用、此夜米四、五升洗ひ上、親二人揃候女子八人、米をもさおせ、御供物・上之献上物、夜食出

一、廿日朝、頭屋神夏始、片頭屋へ四拾人斗り宛別り、振舞、一汁(後記採拾)「今晚、社司ヲ敬解と申し祈禱相勸候、神酒・散米式合」

一菜・酒三獻、今晚社司ヨリ祈禱、神酒・散米三合

一、廿日昼、神夏、社司・上官斗、兩頭屋共儀式、お免掛、神子相勤、吸物・酒三獻・取肴・散米三合

一、廿一日朝、振舞、神官會集、一汁退座一菜、退座供物を造る、切火を調へ、昼鳥造、上官斗會集、吸物・酒三獻

一、廿二日、竹細工、籠造り三十三、造り其外色々神夏道具調へ、吸物又酒出ス、又竹木・紙共二入用

一、廿三日、紙細工、其外同断、細工数々有之候、夥敷御座候二付、略し候略之候

一、廿四日、同断

一、廿五日朝、神官會集、一汁一菜、此日宮ヨリ神夏道具頭屋へ下り、数々取調へ置、餅米(新)かし

一、廿六日朝、餅搗、数々ニの略之候、古へ備餅色々大形ニ候得共、中昔々小形ニして調へ、此餅米古へ上ハより被下置候、中昔頭屋ニ

の調へ、頭屋ニより増減有之候、大辻式斗ツ、餅之数〇形如此、十枚ツ、重盛り

引渡餅四十枚

内式拾枚 白粉 豆ノ粉

車餅 十 蓬餅 十 押アフリ餅籠一ツニ四枚充 十式枚

当指餅 五ツ 小餅 四拾形如此 二十充わくる、二十積といふ

同小餅 十六 引渡し餅の上へ「」 押あぶり 式枚ツ、神官中配 紙二包

一、籠下盛 廿七日 餅ニテ調へ 内へ籠亀ヲもる

山桃籠 式つ充 猿大盛 切餅籠 二ツ 餅五ツ充もる

くし柿籠 四 柿ヲ盛 椎籠 四ツ充 生栗籠 四ツ

かち栗籠 四ツ 鈴栗籠 四ツ さくろ籠 四ツ

大柑子籠 四ツ 小かうじ籠 四ツ 押あぶり籠 十

籠三十三盛

外ニ炊器ニ盛り候分 引渡白ハ四ツ 車餅 四ツ 蓬四ツ

二十積 四ツ おふもりといふ 四ツ 山ノ芋ヲ盛

已上かしけ四拾三

一、廿七日、籠三十三 かしげ 十 其外

供物数々盛り調へ置、すべて銚り物此日迄不相調置候、吸物・酒三獻

一、廿八日朝、神官會集、振舞、一汁一菜・酒三獻、切火拵へ

右調へ候御供物儀式、神棚へ備、色々儀式有之候有之候

一、同日、頭屋ねり初メ儀式有、此日類縁之者振舞、一汁一菜・酒三獻

一、晦日、才浦へ潮かき、神事相勤候者神勤不残、頭屋ニる神子振舞、一汁一菜、才へ樽一ツ両頭屋遣ス茶菓子

同日之夜、大忌儀式あり、類縁之婦人振舞、一汁一菜・酒三献

一、朔日朝、神官會集、古へも献立等念入り候得共、追々儉約仕候輕キ、一汁一菜・酒三献・一取肴(追事)

此日、神船三級組有候、此儀人夫等相勤候頭屋ヨリ神酒又食等出し候、大勢相懸り申不申るも難組シ儀ニ、是迄湊内達者成者銘々出情仕来候、人夫辻四拾人斗、米式斗、酒七、八升、尤頭屋ニ寄増減有之候

一、今夕、宮ニの葎蓋神事、頭屋參詣、祈禱執行、外社家迎ひ相勤候、為初尾百文、散米三合充、三日ニ又祈禱有之候、初尾式百文、打散三合充遣し候(應)

三百文充、頭屋を出は

一、三月二日、瓶子拾六充ニ甘酒を盛ル

葎解まめ、綱へ、神子相勤候、宮へ上ル

今晚、ねり初メ儀式、吸物・酒三献上御神樂、村役人中「上」、宮・頭屋両方ニの

一、三日昼後、祭禮儀式数多之儀式こんふ・芋・酒三献

御船へ御供物不残移し、頭人夫婦神官不残、神役人之者乗船、濱をくり出し、宮之前へ着、宮迄神事式有、行烈相濟、神官烈座之上祈禱相勤社家

社司方□□相勤、頭人指圖
當指儀式濟、相撲之神事御船番 頭元ヲ勤□ 上宮
鮮・芋・酒三献 切餅四組 退下

此日、両頭屋ニる萬事手配、神事案内人夫拾人斗充相履候、其外手傳人相勤候、精ひ米老俵・酒老斗位

尤頭屋ニ寄、増減有之候、此人夫不手都合ニるも、数多之神事手おくれニ相成候二付、如此

一、五日、頭屋ニる神送り神事、数多古実儀式、神子相勤候、振舞拾人余、一汁一菜・酒三献

又宮ニる神事、惣神官會集、芋・鱈神酒さしみ 両頭屋を精ひ

一、六日、二ノ頭屋同断、神送り神事

一、午ノ日、当年當り候頭屋まめ懸ケ神事、初め別さんニ成、注連神子相勤候、都る別蓋ニ相成候得ハ、膳椀・髮結道具・ゆると・手拭・手道具等改之可用

一、申ノ日、二ノ頭屋同断
一、申ノ日、(白備子蓋)急ほし着神事、前夜社司・(二年神主)当頭・納の頭三人社籠、にしめ夜食

朝、惣神官九拾人、一汁一菜振舞、古も餅又赤飯、其外古実之儀有之候、儉約二付、食輕キ一汁一菜・酒五度・取肴

□□へ餅等配り候得共、近來止ニ仕候、急ほし装束

一、四月申ノ日、神事、一年神主振舞、一汁老菜、□宮神事、芋・甘酒一度・鱈・さしみ・酒三献

一、八月十五日、三年已前ニ相勤候頭人、此日ニ精ひ候、芋・酒三献・甘酒一度・さしみ

一、九月九日、二ノ頭人、同断
一、十月午ノ日、社司・神子、頭屋四軒ともニ注連懸神事、十人斗

一汁一菜・神酒三

一、十一月午ノ日昼、客人頭屋、宮ニる祭、芋・甘酒・こんふ・するめ・神酒三・さしミ、神船之敷御座ニ枚出ル

昼後、社司ヲ神事入用等相動來候、儀式如前

一、大晦日、宮へ備餅二重充

其外くり・あき
こんふ・するめ等
少し充

神酒一徳充そへ 社司・神子・頭屋ノく

一、節分、鬼ノ豆・神酒一徳充 宮へ、如此儀式有、其外祭毎ニ頭屋

ヲ神酒徳利持參、鱈

頭屋入用次第

一、餅米、式斗五升充兩頭屋ヲ 備へものニ相成候分

一、洗ひ米杯ニいさし候分 壹斗五升充

上へ指上候供物ニ成、十九日ノ夜（節）もさき置分

一、里芋（節）

儀式毎ニ二ツ充、神官會集ニ入用

同 二月十九日、三月六日迄

一、紙、箱折式丈充 青紙式百枚
端折五束ツ、大地谷紙五十枚

右之通ニ御座候、以上

丑九月

神主 横山遠江判

此分、往來方新宮圓太殿・与頭間助殿、兼る申談被置候、猶又此度郡中急度締合被仰付候、萬事微細ニ御糺有之、當屋萬事之物入書出し申候扣へ

（表紙）
寛政六甲寅年

頭屋祭供物 并諸亶古例仕來扣帳

三月改 從五位 藤原朝臣真央代

頭屋諸亶扣帳

一、頭人神勅下り相定り候、午ノ日注連懸有之候、當り日（節）六社

參詣、升ニ米ヲ入、神酒、上下着、煤を取、不淨ヲ除ケ、午ノ日

一ノ頭屋注連懸、次客人頭懸、神酒・鯛・昆布（節）まで盃致、社司（節）ヲ

差免別盃ニ成、大忌同断、大忌月水障之節、上り候（節）可差免候、

注連ハ戸頭、戸の立ツ方へ可懸候、若社司不參之節、別盃一ノ神

子（節）可差免候、

一、烏帽子着籠り、未ノ日ノ夜、當年納候者ハ（節）あやし・裸衣、受取

人ハ上下也、夜食兩方（節）ヲ參り、新キ（節）そうり一束受取人（節）ヲ出ル、夜

あつまり、何角動向、社司（節）ヲ申渡、日參・御祈誓祈願等口傳大切

ニ相動被申候由、猶又年中祭式、其節長キ事故、口諭候、七ツ時潮

あき、當年頭人裸衣着し、納候者上下也、盃（節）あやく、納メ候者（節）ヲ

社司始頭人（節）ニ差し、別盃ニ成（節）る行亶相濟各下向、納候者當り頭へ

參り、儀式調、其内ニ注連（節）被懸置候亶、それ（節）方とうまい廻り、朝

神官振舞如常、赤飯、亦餅・長箸、二宮頭人（節）も別盃ニ不相成候故

ニ、平官並箸短し、膳同断、酒五（節）あん、今日ニ之頭屋注連懸、別

盃免（節）事、二宮頭神（節）けんさん（節）の神樂（節）ありて、それ（節）ヲ神用勤メ、六

社參り、双方廻る

幟ハ近來も四月祭り迫立置候、若四月祭内御巡見見へ候ハ、四

月祭延候古例也、注連も延、幟白ニ立候事、尤奥入ニ候ハ、不

構候事

- 一、三月之中、客人頭客人へ神楽有之候、両頭屋御両社へ同断
 - 一、四月祭、おれを二ノ宮頭門柱立、おまけ未ノ日明方、夫を船拵へ出立、未ノ日調候者別帳有之候、嶋へ納候小幣三本、外二四ツ切幣式本、此分市嶋を持帰、紙神子を出し、亦頭屋方も出候、祭入用神楽錢除置、神子中間を未ノ日賄申候、おまけも前日調置申候、御船老艘二仕候事、外二願出候ハ、脇へ添可申候、惣注連懸、社司・大市・二宮頭・一ノ頭屋・二ノ頭屋・客人頭
 - 一、五月五日、粽、宮内・頭屋を参り候、宮へ備、開扉
 - 一、六月龍神祭、頭人乗船、上下
 - 一、七月七日、宮内・頭人昇殿、寅刻宝物之内、御面并靴・大□見合出ス
 - 一、八月十五日、放掌會、九月九日、村礼不殘、十日、惣注連懸
 - 一、十一月、客人頭を社籠賄、祈禱神楽、神楽所まで客人之方杖向神酒・打散・備、朝同断
 - 一、十一月餅酒造込、頭屋ハ三日、四日前宣布候
- 客人頭を神御船へ飭候分、かいむき小廻りも参候、神官中御供米吉升充、船持を吉升充出ス、別紙式法有之候、能々心付可申候
- 一、御供、此方も献上、村役人・神官中案内、灯燈見合、葵御紋灯燈式張、御番所を拝借古例也、因州御灯燈綱干屋を参、宝曆年中、関平左衛門殿御役儀之節献上有之候、當国御上様へも書付出し有之候
 - 一、御供之夜、おまけ四ツ時参、三こん・いも、法式有り、其外見合せ可申候
- 一、御祭禮朝、客人神社参詣、祈禱神楽有、宮内・頭屋同伴、客人頭ハ帆懸烏帽子・脇指、御酒瓶・おしき・錫ハ持参、御すい小廻りへ参候、客人社へ注連引、御本社へ帰、客人頭を案内廻り會集、儀式常之通
 - 昆布、次神酒、次芋、次神酒、次鯛、次おしき、次おしせ、次神酒、それを御圖取、先上官之分、鱸取式人、次直劔 両頭人、大脇客人頭、休番二宮頭、次平官名讀上ケ神官中へ渡し、間違無來年勤候人、客人頭休番、水主伺奉は圖上二頭人へ未廣へ戴せ受取むらき、人数余り無之様皆、揃ひ行烈、灘込出浮、夫を會所二詰、神拝拍手、心中祈念、三度乗り、直劔濟、一ノ鱸取を問答、たうう三度のりて参りて候、神主を目土度う候、天長地久御願圓滿、神之御乗り所之祈禱、たかう三度乗りて目出度候、神拝拍手、又三度半船着行烈、右之通り社入、此方祭り常之通り、御供下ケ十二盃、外二盃盃充下ケ候る鱸取へ出ス、御船御座一枚充出立、鱸取を廻す、吉升分御志へ遣候支、是も見合せ也、配分相濟候る下向
 - 一、未日、御供同断、燭蠟二宮頭を参候、案内の方を廻し候支
 - 何きも御供、此方も奉備候、御祈禱、中臣枝一反、献供、色笏拍手ニツ打、兩殿同様、次通殿へ下り、神子御供献上、次神楽哥まで社司舞あり、先立、御座之上へ上り立、鈴を取、一ノ御殿を押しまわり、又二ノ方同断、本之座へ帰、一年神主同断、二ノ方をまゐる也、両夜同断也
 - 一、申日、常之通り、神官會集、法式調、退下
 - 一、見合双方へ御供・御備・神酒配り、御家中其外見合せ
 - 一、祭後、一度祭り、二宮頭屋を次客人頭屋、神送り神子勤、おとと

らひ去、来年頭屋へ又供物遣、ぬゝの餅少し残し置遣事、神・酒のかす少し入用

一、十二月廿日、真清神霊、糺ノ御前之社ニ祭神供・神酒・幣三本、此

日真清公誕生之日也、當家大切之仁故、永々奉祭候

一、十一月荒神祭り、前夜注連懸替、御供小豆飯三盃、神酒三、昆布・鯛備へ祭る、御祈禱神樂、賄有り、幣出し頂戴さす也

一、立春、宮大手注連引、一ノ方ハ此方も、二ノ方ニ宮頭も、暮昇

殿、大豆升ニ入、神酒、頭屋・宮内同断、両御殿打、福ハ内と唱、此豆中へ集置取帰、鬼ハ外、外へ投、通殿・若宮・随神・神樂所・籠処、神酒頂戴、宅同断、式法別紙有、久米ニ豆ヲ入置事

一、元旦、昇殿、年玉之精儀シラケニ小餅四十八入、社司・大市・二宮頭、其外宮内斗、一ノ御殿へ寄置、年始奉幣、祝詞別帳有、攝社・末社・本殿よて神拝、次宮巡り、神樂処よて惣方へ向、精餅三度供し各配分、三献・繪ハ二宮頭も参候事

一、二日、宮内礼、年玉三拾文充、神宮寺・大市・二頭屋・宮内、各社司宅よて盃之内、万歳参、上下也、上下停止ニ付、■申出候得共、神事分構イ不申と申付候

一、三日、七ツ時、客人神社参詣、精ヲ捧帰り、本殿神拝、常之通り祈禱

年礼、庄屋処、次御番所、其外年寄・五人組、上り礼之事、類縁同断

玉串一枚守、小家ハ玉串斗り、通り筋荒方守(あらかた)そへ遣候事也、今宵三日月祈禱

一、四日、御備下シ、頭屋を参り、社司宅よて配分、手よて(割)配

ル、三献、祝(祝)と銘々取帰ル、外饒物ハ此方へ下し申也

一、五日、御末社年始精持参、荒神年玉十二文充、(海部・長谷)新田・雲津浦へ年始遣事、日待用意見合

一、九日・十日、村方日待執行、朝、札・備・洗米遣事、湊日待有之候ハ、洗米・切餅、百文上り候ハ、備・札遣事

一、十一日、藏開た、帳上面、伊勢御初尾上候事、家・田地受候一人ハ百文充

一、十一日ハ十二日、才・軽尾・新田、日待参候事、不快候ハ、此方よて執行、札の方よて調申、朝漁(朝)ヲ奉伺書付遣事

一、十四日、御供九盃・小豆・鯛上、御祈誓、神樂所よて三献、(左)佐官長かさり、頭屋も出候、出錢見合

一、十五日、村左宜帳有、神事無之候

一、正月中ニ客人神社鞆口開、客人頭屋を錫持参、御祝有之候

一、荒神鞆口開ケ、同断

一、二月午ノ日、二夜三日社籠、両頭屋を精、先年ハ両頭屋を膳すへ候、凶年ハ年々捨り申候、朝暮御祈禱、村方祝儀参候、翌日礼二廻ス

一、同十九日、二ノ頭屋よて上官會集、人別ケ、両頭屋書出し候、見合

人別老人除置、鬮ニ仕候処古実也、相済吸物、御祭式何き相談有之候ハ、此節可申談候、夫方一ノ頭屋へ参り、御棚おき帰ル、神樂両頭屋を錫、潮おき場よて頭人・大忌、其外さ、不残、罷帰、神樂ニ参り候、御おけ調ニ参、認様

一、女竹、八、九尺柄ニして、(巻)さら一握り、(端)をし折一枚横二巻、小

紙三枚を小幣六本二切、罇^ハ齒^ニさし調置候、神酒德利・打^ヒまきそへ置候

廿日未明参り、戸^ノか^シ扉^ノのほり立候方へ立、三部杖唱折念、芋汁・三献・昆布・鯛

(おはけの図)

一、今朝、神官會集、沓汁沓菜、尤御国法時節二任申事古実也、膳相濟、米六表^儀受取、御棚下へ納、上官斗芋汁・三献有、退下、次神子参り振舞有之、両頭屋同断、罷帰候御除^ヲ解^シ案内、二ノ頭屋へ集り居上官揃、一ノ頭屋へ参り、先真中ニ社司、左右頭人・神子・上官居候、芋・三献・吸物、應饗夜ニ入ぬ様可致事

一、廿一日、朝、切火、檜・杓宜布候、潮ヲ振候、昼、鳥造り、まな板出、小豆・割胡麻油

靈立鳥二、居鳥二、龜四ツ、猿二ツ、兎二ツ、犬四ツ、大かんし十・小かんし十・みるん十^カか^クぬる也、さくろ十内赤・外青、山も、五ツ^刺さし四くし、ぶと五ツさし二串、曲五ツさし式串改置候、二之頭屋へも参り改候事

一、廿二日、籠造り、竹細工見合、籠三十三、此口をさるの口といふ

扇の骨五本充、日ノ丸書^総ぬさ付、さ、^儀木并竹、綾^意うさ三ツ、田楽、霧・龜・松・竹書く、御紋、さ、^儀ら分、大根・蕪・御紋書、とんやう・がんき見合、白・青ませ^意か^シけ口ニ付、裾の紐八ツ、白紙中青紙、龍之鬚二、三、四、五、六と付ル、習幣^{御幣之内}よて取、波切御幣白拾式本・青六本・青白六本、^儀二十四本充、覆紙中折四枚よて調、四ツ、覆竹、長へ銚子^柄かさり、柄七・五・三、次越^意シ五

ツ結び、松・竹・藪^{柑子}こうしそへ、蝶形^{男蝶} (図四個略) ^{長き方へ男蝶付、小}日形・月形光り拾式本充、日ハ赤くぬり、月ハ青く、四手付候事赤キニ青付、御銚布ニ反充、目當二枚^{御兩社分}、真の幣^{御箱}おり方桃^折引渡竹之くい^杭さん、鳥の足八本、赤巻、上白青、揚籠^意沓ツ、其外見合調候事

一、廿三日、廿四日同断、廿五日朝、振舞、昼、宝物下り
浄衣・多ほし・廣末・二紋・さ、^儀ら着物・警固刀・頭人刀袋入・四神銚・八雲板二・月形・日形・真ノ幣串・御銚布之銚一本充・軀二、鬮、鑓・長刀・大龍^{一上向・傘二本充}二下向・傘^二紋^付、一方悪き道具ハ鬮ニ仕候^意、炊器^火四十三充

一、廿六日朝、餅搗、引渡四十枚、内式拾枚、豆ノ粉付、車餅^二餅^一之内よて取、押あふり四枚充もる、沓合五勺分也、十二、頭指餅五ツそへ沓ツ、ふに之餅^{神官・さ、^儀ら神子追見合、近來、押あふり神官・神子・役人追、小餅十つ、^{あの方・頭屋・役人共へも遣候よし}、社司・大市・二宮頭・役所・神宮寺へ遣候事}

一、廿七日、籠下^意もり
引渡十枚充、かしけ一ツニもり、四ツ、車餅^白五ツもり、押あ^青め^五四枚充もり、籠数五ツ、沓合五勺也、内沓ツ三日ニ頭屋へ残ル、此六日地主へ参候、頭指^餅、桂^折、押數二盛、昆布・鯛^押、數盛、廿積二前、外^白紙^二卷^一、おこもり、すこもり山ノ芋四ツ盛^盛、さくら^二ツ、くり^一、むきくり^ハ外へ付候五ツ、椎一合、大かんし^{柑子}一合、小かんし^{かちくり}一合、みかん一合、^多芋^一合、切餅一合、立鳥^意めと付沓合、居鳥^意曲付一合、^四ツ、おい籠^意也、此内上納籠^意沓ツ也、山も、籠二ツ、山も、^付、山も、^葉付候事、覆籠

ニも桃の花入候事、山も籠うさぎいぬ一合、青赤首引上へ入候事、山桃籠へも桃の花入候事、おしとき桃の花付候、すくも袋ふくろ二入、ところよて結、かさり候事、皆調置両方へ別置、廿八日朝振舞後奉備きり火揚、頭人帆懸（鳥籠子）ほし・布（襟衣）着用

一、廿八日朝、役割寛政六年、御殿番大老、御船着岸案内一人、太鞍充、添番平官ノ内、一人充、面手引一人、御船着岸案内一人、太鞍

二人充、散木二鬮のせ、相濟膳碗、次御供奉備、各調申、波切御幣調、御供拵、道具かさり、八雲板一ノ頭屋日を出、二八月也、御幣中へとさませ、上へ青、下へ白結び付候事、其外極無之候、一ノ方へ日形出ス也、此内案内度遺候、近来（愚）すみを付候、中古よりの事賑、布候ハ捨置候事、若口論ニ及候ハ、相止可申候、是共少々賑ひ宣布候

一、晦日、齋（斎）浦潮かき、平四郎処へ寄ル、茶宮（上座）二遣候事、灘屋平四郎宅幟願出候故、差免し遣候、頭屋方不殘参候、錫持参、帰ニ客神社山（まさきのかづ）よて、正木之柱、取、神子同道参候節、一ノ頭屋よて神子賄押あふり渡ル、帰候（二）頭屋同断、三日之注連認置候、御上納玉串、郡中玉串等認候支、内へ神三枚御鉢布少、尊号書付入候支、書様別紙二有之候、御殿掃除等宮内之者、幟杭立其外見合、谷之者鳥（鳥）井（鳥）濱（鳥）追掃除之支、森山村へ一ノ頭屋方迎船参候、書状も無之候、神用問候節ハ朝よても参候、御船拵候

一、朔日、頭屋振舞饗應之支、今日盃下より登せ候、是込ハ上より斗り下へ廻り申候、宮幟立候支宮内之者、神樂所其外真幣、注連ノ子、佐、木等拵候、袂蓋拵候紙も頭屋方端折五丈充、箱折此方（祓禊）、頭屋方芋・錫参、（祓禊）御祈禱有、等相勤候、若故障有之候

ハ、何れ替差替（かわりさしかえ）、一ノ頭屋之者ハ一ノ方方廻り、二ハ二之方へ巡り

一、両御殿御祈禱、玉串・札・守・神・粃等納メ置候、玉串ハ六日迄置、其外も直二獅（子）間、面等かさり、心付あめ等見合、そうじ一、今日方別火、能、清淨二仕候支第一也、新服用常二袴を着シ間注連引、別火道具、才之潮よてきよゑ候、食・湯・若和布・塩・□□、他火よて仕立候者一切不食、一心清淨是兒屋根命誠之場、兒之乳を思ふ如、誠を第一とせ、太玉命敬之徳、誠敬之ニツ内外清淨慎之場也、本朝之学文（愚）、此外二無之候、唐之經書も是二不及、則神人一鉢也、余も工夫、心身安靜二淫行を慎、家内家族共ニ、不浄之場へ不往、喧嘩口論堅禁雑談せず、一切此間宮之井水を用へ、極々内外清淨、他用を不勤、相濟候追、急成儀も断可申置候

一、頭人先年晦日方潔齋（才通）よて有之候処、中絶仕候二付、中古山根孫市・野村傳吉、頭二又願出有之候得とも、行不届候故相止ミ申候、只晦日両頭屋へ萬々心付候様、猶又神役之者、先年之心得よて相勤候様可申遣候、潔齋相始候（二）も不行届候故、只今之通よて只其心得可相守段可申渡候

一、二日、御供焼（たき）朝、市方解除有、備物・御箸包等それく、饒、庄屋・年寄・頭屋・宮内へ案内廻す支、灯燈見合釣候支、其外諸事心得之支

一、三日、御祭禮、御式法、別帳
一、四日、御供下シ、常之通り、（役所へ六盃）□□へ盃盃、（神宮等）小廻へ盃盃、神官中配分・宮内配分別紙有、（六ツ）芋（御供）、（龍）ちしき・あとき廻り、長

柄之（巻）をく有、土器頭屋（巻）も、もしき・あとき・土器此方へ下り候

一、五日朝、一ノ頭屋一度（巻）参り

〔昼宮祭〕

一、六日朝、二ノ頭屋一度（巻）参り 昼祭、小豆飯（頭屋四軒）、和布神子

も、酒、冷酒斗り出候（参候）、別盃下り、頭人四人、先此方盃頂キ、

次神子盃頂、大忌・頭屋内ハ神子も、宮諸取片付候（巻）、

一、午之日、一ノ頭屋注連懸、別盃頂ス、客人頭同断

一、七振舞古形候得共、時節之模様二寄、三振舞二相成、亦五振舞

二相成候、其品と別帳（巻）にて見合可申候、當時五振舞二候処、年柄

宜布願出候とも、後年難計候故、能く相考相談可仕、凶年之節ハ

三振舞二も相成候、極々凶年之節ハ献立等損可申事、国法二寄村

役人相談仕、人別之節上官申聞ケ可有、其後祭中相談（巻）り合、

人別之節可申談（巻）、

一、何更ニよらば御社中之儀、御宝物等ニ至迄、此方取扱古格二

有之候、外より色々申懸候も、一向構（巻）ひ不申事

一、御社并御末社迄造立之節、下地間敷改書付寺社奉行所へ出し可

申、繕等上膏杯見合せ可仕候、迂宮（巻）攝社・別（巻）之社御届可申、

其外振合無之候、迂宮前庄屋所へ相談申、神官中呼役割書付讀聞

せ、古官（巻）後与し、神輿近く仕候、頭人も御神輿（巻）うき申事、御本

社御迂宮正・外、客人・天王之社迂宮正・外共、前之日、才垢（才垢）離

るき、神官中同断、自分・神子等・大老不快之節も、潮取寄せ申

事

一、頭屋故障之節、類内家見合、頭人故障之節も、下地平官内又神

官無之者よても願主望ニ任せ、名代若平人二候ハ、後よて引頭

古格二候、さぬきや辰五郎名代、米屋代蔵名代綱干屋佐四郎、二

宮頭故障、福岡屋嘉平次不快替り御闖（巻）ヲ以大田屋十郎兵衛、青戸

屋利兵衛代御神闖（巻）ヲ以油屋宇右衛門、茂左衛門事古浦屋和平太不

快代り、古来振合有之候、万一勤懸り相果候ハ、代り無之候、三

保小路山本屋市太夫病死

一、小忌故障之節、代り何（巻）もよても別盃免し可申候

一、頭屋平生不淨無之様可申付候、大切之事ニ御座候

一、頭屋故障之後清め、森山村へ迎二遣、執行仕候、夫方別盃免し、

神子案内、森山村へ御初尾三匁位

一、頭ニ當候節、煤掃候より佛像類内へ遣事、古来より社法ニ有之

候、万一故障之節も、それ追忌明迄取寄せ可申候古格二（巻）有之

一、頭人三ヶ年迄大切ニ可仕、佛更ニ不交、不淨之事第一二忌可申

候、三年目御祭式相濟候得も、（巻）かろく相成候

一、頭屋膳椀、近年申合せ相調申、又、寛政六年三月相調申、年々

損申間、古膳・古椀迄一切外へ出し不申事、時節二寄、古膳・古

椀杯神宮寺へ遣し可申杯申者有之とも、古格無之候、猶又神官近

々益候節、外椀（巻）よても不宜布間、一向外ニ遣候事不相成候、不得

止更申候ハ、御公儀へ可申出、神事（巻）古格無之事ハ不相叶御国

法、（松平直政）高真院殿御掟式御書付有之候、関東様御條目有之候、此等

之儀能く可心得（巻）、

一、元来引頭官錢ハ、古来為御初尾此方相納候、近々多分二相成候

故、御官之道具調申更ニ御座候故、公儀へも此訳可申達事、寛文（六）

十年社法帳役人取寄し書付ニも有之候、左候得も外之勝手ニハ不

相成候更、神職幼少之節外より（七〇）はなとり古格ニ違申、能く心得

可申、乍併大概之儀ハ用捨可有之候、大事成事得与類内懇意先相

談可申、御社法之儀、みどり口外不仕候事

一、何支ニよらば、新法之儀ハ不相成候間、無用捨天下國ノ御掟申ラキテ

立可申候、国命ハ無據候、御神事式頭屋何ニても、古法是迄仕来之
通り可申候、先格有之儀ハ其通り可仕候、

一、神官之内、他処へ養子ニ参り、引越相濟候るも、神事之供ハ先
格有之候

一、新屋幸右衛門、烏帽子着故障ニ付、四月六日迄延へ申、四月祭
り十四日ニ付、差湊ニ相成候ゆへ六日ニ極申、無左ときハ申ノ日
ニ可仕候、平生無之候、網屋助右衛門節、夫方此度なり、四月祭
りも故障之節ハ延可申候、先格有之候

刀取役、神官之内平官角屋太平、年老ニ付ぬ差免し、三月四日迄
上官直ミ順席ママ

一、雲津屋平右衛門烏帽子魁着、十二日処、波師屋幸助不幸有之、申ノ
日四月七日迄相延し候

一、寛政九巳年より先年之通、頭人・小忌別火、是も先年有之候処、
相續不申候得とも、
かろくして當年カとしめ候、頭
人福間や助三郎・茶や伊右衛門

一、頭屋ベリ合仕、殊ニ国主様御身分御儉約ニ付、国内諸事ベリ合
御時ニ付、頭屋振舞仁義之分、新田方振舞止メ申様ニ村役人中被

申候得共、新田より年々頭屋へ鰯等上申、其外諸奇進物出情寄ニ付
難止メ、依之樽・赤飯位遣分ニ仕候処、正月末より大漁寄よて頭頭

屋へ鰯等上ケ、頭屋手當ニ相成、依之又々新田之分仁義振舞申候、
已来とても新田方鹿略仕間敷、年々御社へ出情仕候

一、頭屋ニ寄り、神官中ニ縁無之者へハ、神官之内何れ成とも世話
成人相頼遣シ可然候、夫とも頭屋之存寄り相尋可申候

一、先文申通り、古法相糺可申、神事ハ古実相尊ミ申候、新法ハ貧
着不仕候矣

一、烏帽子魁着、文化三寅三月十二日之処、納頭波師屋幸助儀故障ニ付、
雲津屋平右衛門着用、四月七日申ノ日ニ付、相延し置候、四月六
日神吏

一、當寅三月御祭禮賑ひ、為御造營芝居願伯州濱方為祈願助情成と願
出被仰付候、寺社御奉行乙部次郎兵衛殿・松本要七殿段々格別御
申立御取扱被成候、當所よてハ詰御役人米原九兵衛殿格別御世話、

一七日被仰付候ニ付、二月廿九日申来、郡方へも被仰渡、御書付
下ル、興行中米原九兵衛殿御詰メ、葵御紋御灯燈、桐御紋御灯燈
此方カ八日迄、相濟候上、届々申遣候、肴代并奉行中肴出ス

一、是迄村方困窮ニ付、神事振舞も辛汁斗、三献ニ相定候処、近々
不漁高借人有之、役人中度々被相越人別手詰有之、當年よて七々
年ニ相成、當頭屋一嶋屋傳十・二田中屋馬之助振舞カ少し相モる

ミ申候、祭禮中天气芝居ニ付、一七日市ニ相當、他国入込賑布
候

一、四月御祭、六日之処、御神吏烏帽子着ニ付、十九日迄御神事延
ヒ

一、音楽五曲、攝州樂師、□□樂師匠社參、備後之小森楚助様医者
中見へ、興行有之候

神酒・洗米
の汁三菜
夜も有之候

一、文化九壬申年四月十四日、一年神主千酌屋喜三八死去、然所享
保年中三保ノ市郎太夫与申人、勤懸り六月相果候由、古帳面ニ有

之、其振り合を以万支取扱置、替り無し、尤神樂告ツツ告人、五月五

毎年見合可申支

一、文政五年 急ぼし着、八幡屋唯助、例年之通、餅二ツ充本膳二付、献立念入候
 坪・平・焼寄せ七色、段々べり合申渡候得共、追々念入候
 大隅不快、大式相勤
 一、同年当通屋 一小間屋善兵衛悱、二綱千屋久兵衛悱永忝

〔裏表紙紙背〕
 御 初 穂 寅ノ年 網子中

(一九八六・一一・二)

日神支、六月十五日・七月七日・霜月御祭礼等諸入用之ため神楽
 錢等遣ス一年神主病氣之躰ニ取扱候様上官中相談之上申遣し候処
 一年神主跡家内方先長々之忌中彼是不案内故、自分方ニ万支神
 事式等取扱候様強ゝ申出二付、散物・神楽錢等此方に引受跡々
 神事諸入用之ため預り置、委細此一件別記有り

一、森山屋半五郎二宮頭之節、手前故障二付、急ぼし着延せ、四月
 急ぼし着致候

文政十一年
 一、野村屋喜藏、二月悴庖瘡ニ故障ニ相成、喜藏座敷別間、中火
 ニの男柱其まゝ置候、三月三日出勤無之候、二ノ扉口散錢ハの
 方方詰候傳藏心付候

一、新屋良藏・池田屋奎助祭禮神船追々入津附船致、拾艘引船ニ致
 し候、奎助儀ハ長濱新屋弥左衛門悱、当所へ初ゝ出、家ヲ持、初
 る頭人相勤候也

一、急ぼし着、喜藏忌明迄相見せ、田中屋市郎兵衛へも其訳申諭し
 置候、三月廿八日頃忌明ニ相成積り、依之廿八日ニ相定候、申ノ
 日ニハ無之候得共、来月迄も手間取、森山屋半五郎時之例ニより
 て、廿八日定る、六日ニ宮々を田中屋市郎兵衛方へ申遣ス

文政十一年
 一、二之頭屋青砥屋彦八方、三月九日申ノ日ニ注連懸、別蓋ニ成ル、
文政十二年
 一、一ノ頭屋北国屋武右衛門、二頭屋青砥屋彦八、凶年米穀高直二
 付、村役人中申談し萬事減少候処、廿日方例年々々何角念入候

毎年御祭禮前内見仕、心得之為メ

頭屋諸用古例帳